

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

大多喜町長 様

申請者 住所 大多喜町
氏名
電話

印

補助金交付申請書

年度について、合併処理浄化槽を設置したいので、大多喜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所 大多喜町
- 2 交付申請額 金 円
- 3 補助区分 転換補助金 くみ取転換補助金
- 4 工事着工予定 年 月 日
- 5 工事完了予定 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図
 - (2) 審査期間を経過した浄化槽届出書の写し及び転換・くみ取転換計画書
 - (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (4) 工事見積書及び撤去費用見積書
 - (5) 工事請負契約書
 - (6) 合併処理浄化槽の構造図
 - (7) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては、当該浄化槽が国庫補助指針に適合する機能を有することを証する登録証の写し及び管理票
 - (8) 小規模合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
 - (9) 納税証明書(転入者にあつては、設置場所に係る土地の登記事項証明書)
 - (10) 現場監督者の浄化槽設備士免状の写し
 - (11) その他町長が必要と認める書類

第1号様式の2(第5条の2関係)

転換・くみ取転換計画書

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
既設単独処理浄化槽・ くみ取り便槽	設置場所	
	製造業者	
	型式	
	人槽	
	処理方法	
転換・くみ取転換計画		
備考		

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

大多喜町長 様

補助対象者 住所
氏名 ⑩
電話

実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合は、自ら行うことができることを証明する書類。)
 - (2) 指定検査機関の行う水質に関する定期検査を契約したことを証する書面の写し
 - (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し及び当該検査に係る払込票兼受領書の写し
 - (4) 施工に係る写真
 - (5) 施工結果報告書の写し
 - (6) 工事完成平面図
 - (7) 工事請求書又は領収書の写し
 - (8) 廃棄物処分票(マニフェスト)の写し
 - (9) その他町長が必要と認める書類

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者 (以下「甲」という。)及び浄化槽工事業者 (以下「乙」という。)は、大多喜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関して、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 大多喜町

工事の期間 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定する構造基準に適合し、かつ、し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のBOD20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するもの(処理対象人員が10人以下の浄化槽にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長。以下「国庫補助指針」という。)に適合する機能を有するものに限る。)及び、添付する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽。

工事の請負代金及び支払い方法

金 額 円

支払い方法 1. 現金 2. その他 ()

第3条 乙は、この契約と添付する図面を仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金金額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 に実地を監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらのものが自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準が有る場合はこの限りではない。

第8条 甲はやむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議し、定めるものとする。

2 本条による変更、延期又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに、工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を

負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、大多喜町が定める大多喜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてそのかしの補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その結果の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めそのかしの修補を請求し、又は修補に代わる損害買収を請求することができる。

3 前項に定める請求は浄化槽工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。

第14条 かしの修補又は損害買収権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他なんらかの手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を請求することができる。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断されるかしが発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を請求することができる。

第 16 条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反により、この契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他なんらかの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第 17 条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他なんらかの手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第 8 条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期状態が 10 日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかった、又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 発注者 住所
氏名 ⑩

乙 請負者 住所
氏名 ⑩

浄化槽工事業登録番号 ()

又は届け番号

第7号様式(第11条関係)

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった合併処理浄
化槽設置整備事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

大多喜町長 様

補助対象者 住所

氏名

印

電話

振込先	銀行・農協 支店 口座番号・ 普 当
(フリガナ) 名 義	

合併処理浄化槽設置補助金実績報告書添付写真

1. 着工前写真（周辺建物を入れて位置を明示し撮る）
 2. 掘削の状況写真
 3. 掘削の完成写真（深さ、幅、奥行きをリボンテープ等で明示）
 4. 床割石及び目潰し状況写真（転圧状況を含む）
 5. 床割石及び目潰し完成写真（深さ、幅、奥行きをリボンテープ等で明示）
 6. 床配筋状況写真
 7. 床配筋完了写真（深さ、幅、奥行きをリボンテープ等で明示）
 8. 床コンクリート打状況写真
 9. 床コンクリート打完了写真
 10. 設置浄化槽の全景及び機種が解る写真
 11. 浄化槽設置水平確認写真
 12. 浄化槽水張り状況写真
 13. 埋め戻し作業（水締め）状況写真
 14. 埋め戻し完了写真
 15. スラブ配筋状況写真
 16. スラブ配筋完了写真（深さ、幅、奥行きをリボンテープ等で明示）
 17. スラブコンクリート打状況写真
 18. スラブコンクリート完了写真
 19. 配管、トラップ状況写真
 20. 排水端末状況写真
 21. 完成写真（周辺建物を入れて位置を明示し撮る）
- ※嵩上げをした場合は、高さが30cm以下であることが分かる写真

上記写真は必ず添付のこと。

なお、必要に応じ関係写真を添付のこと。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

大多喜町長 様

補助対象者 住所
氏名
電話

印

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止理由

委 任 状

私は都合により _____ を代理人と定め、

大多喜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請の手続きを委任する。

平成 年 月 日

住所

氏名

印